

答 申 第 1 4 3 号  
平成 1 5 年 1 2 月 1 7 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 麻生 肇

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 4 年 1 2 月 1 2 日付け一廃第 3 6 1 の 2 号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成 1 0 年 6 月 2 日付けで異議申立人から提起された平成 1 0 年 3 月 2 0 日付け生第 3 2 8 号の 2 で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした情報のうち、法人代表者の印影を除く部分を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成10年3月20日付け生第328号の2で行った「『平成7年度一般廃棄物処理施設立入検査の結果について』のうち立入検査結果通知文の佐倉市分」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書等で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 環境、ごみ問題は日増しにその深刻の度合いを深めており、県民の最大関心事の一つとなっている。

そのような中、県が実施した一般廃棄物処理施設の立入検査（分析）の結果のうち「実態把握に係る情報」は「管理者の協力を得て実施した」との理由で非公開扱いされたが、むしろ管理者の協力を得たものであるからなおさら、その貴重な情報は県民に知らされるべきである。

今後、環境行政は特に市民、県民の協力が一層必要とされるであろう事が予測される時、本件のような例はあってはならないものであると考えられ、ぜひ公開されるよう願う。

イ 環境計量士の印影を「特定個人が識別できる」として非公開としたが、既に当該個人名を、当該証明書上で明らかにしており理由にならない。また、平成14年9月12日付け最高裁判所判決（平成11年（行ヒ）第50号）で印影の非公開は違法とされた、この例からも本件処分は不当・違法である。

計量証明機関の印影の非公開は、「競争上、事業運営上の不利益や社会的信用を損なう」ためとした非公開の理由は、説得性がなくとても認められない。

ウ 本件に係る公開請求は平成10年2月6日付けである。この間実に満5年もの長期に亘る日時を費やしたその行為は不作為の域を超え、不当・違法な怠業行為であるとさえ言える。この行為に対し、新ためて異議を申立てたい。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成7年度に行った一般廃棄物施設立入検査の結果について佐倉市に通知した通知文であり、「佐倉市廃棄物最終処分場放流水に係る分析結果（計量証明書）」及び「平成7年度一般廃棄物処理施設立入検査（分析）の結果について（通知）」から構成されている。

(2) 非公開の理由について

ア 旧条例第11条第2号該当性について

環境計量士の印影は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得る情報であり、旧公文書公開条例第11条第2号に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

イ 旧条例第11条第3号該当性について

計量証明機関の印影は、法人に関する情報であって、当該法人の内部管理に属する情報であるので、公開することによって、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報であり、旧公文書公開条例第11条第3号に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 分析結果のうち、実態把握に係る情報について

これらの情報は、最終処分場地下水及び湧水の実態を示した情報であり、旧条例第11条第8号に該当するとして非公開としたものであるが、最終処分場の適正な維持管理状況を確認し、最終処分場の信頼性に資するものであることから、今後県が行う実態把握等廃棄物行政を推進する上での市町村との信頼関係が損なわれることにより、当該事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じる可能性は低いと判断されることから、当該部分は公開する用意がある。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書及び非公開情報について

本件文書は、佐倉市廃棄物最終処分場について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定により、平成7年度に行った立入検査結果に関するもので、3(1)のとおり構成されている。

実施機関は本件文書のうち計量証明書について、押印された計量証明した法人の法人印及び代表者印を旧条例第11条第3号該当により、環境計量士の個人印の印影を同条第2号該当により、分析結果の記録のうちの一部を同条第8号該当により非公開としたものである。

(2) 実施機関は見直しの結果、分析結果については公開するとしているので、実施機関が非公開としたその他の非公開情報について以下に判断する。

ア 計量証明について

計量証明とは、運送や売買等の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して長さ、質量、面積等に関して行われるもののほか、濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量などに関して、公に又は業務上他人に計量の結果等が真実であることを表明することであり、計量証明の事業で一定のものを行う者は、計量法

第107条の規定により都道府県知事の登録を受けなければならないこととなっている。計量証明は、計量証明書を交付して行われ、計量証明書の発行方法は、上記の登録を受けた者が作成し、都道府県知事に届け出る計量証明事業の実施方法に関する事業規程において定められているが、一般的には環境計量士の記名押印がなされるものとされているところである。

イ 旧条例第11条第2号該当性について

環境計量士の印影について、実施機関は3(2)アのとおり説明するので以下検討する。

確かに、環境計量士の印影は、環境計量士個人の印影と認められるので特定の個人が識別される情報であり旧条例第11条第2号本文に該当する。

ところで、実施機関は環境計量士の氏名を公開しているが、これは計量士が経済産業大臣に登録されることとされており、計量法施行令第38条の規定により、この計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求ができることとされていること、また、環境計量士が資格をもって内容について公に証明を行うものであり、自らが記載内容に社会的責任を有すべきものであることから、その氏名を公表予定の情報として、本号ただし書口により公開したものと考えられる。

本件印影は、環境計量士の氏名の末尾に押印され、氏名の記載とあいまって、環境計量士が真正に真意に基づいて証明したことを示すために押印されたものと見ることができるが、この押印に使用する印章については、特段の要件は定められておらず、実印や銀行印などのように、特別の管理が行われている印章であると認めるべき理由もない。

そうすると、本件印影は環境計量士の姓以外の個人情報を示すものとは認められず、氏名と一体として、本号ただし書口に該当するものと判断する。

ウ 旧条例第11条第3号該当性について

(ア) 本号該当性について

計量証明機関の印影について、実施機関は3(2)イのとおり説明するので、以下検討する。

本件の計量証明機関は法人であるが、法人の印影又は法人代表者の印影が公にされた場合、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるかどうかは、当該印影の性質・形状や使用されている状況などから個別に判断する必要がある。

計量証明は計量証明書を発行することにより行われ、計量証明を行う者が都道府県知事の登録を受けなければならないなど証明を真正なものとして信用度を維持するため、厳格な制度下において行われることはアに述べたとおりである。

しかしながら、このうち社印については、認証的な機能を補完する意味で代表者の印と同時に使用されるのが一般的であり、社印が単独で押印されただけで、真正な証票であると認められることはないものと考えられる。

したがって、社印の印影が公開されたとしても、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められない。

一方、法人代表者の印は、法人の登記の際に届け出られ、印鑑証明の対象となる理事長印であり、当該法人の意思を法人の代表機関として表示する際に使用されるものであると認められ、また、本件においても記載内容が真正なものとして認証的機能を有する性質のものである。

したがって、法人代表者の印影は、当該法人の内部管理に属する情報であり、これを公開した場合には、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められ、本号本文に該当する。

なお、当該印影は本号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 異議申立人の主張について

異議申立人は平成14年9月12日付けの最高裁判所判決を引用して、印影の非公開が違法であると主張するが、当該判決において判断の対象となったのは、飲食店において不特定多数のものに交付される請求書に押印される印影であって、本件の印影を同一に扱うことはできない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件に係る公開請求は平成10年2月6日付けで行われたものであり、現在まで多くの期間を徒過してしまったことは、不当・違法な怠業行為であると主張する。

確かに、簡易迅速な救済手段である異議申立制度の趣旨を損なう事態であると考えられるので、実施機関に対しては、今後、早期の諮問と迅速な処理を求めるものである。

(4) 結論

実施機関が非公開とした情報のうち法人代表者の印影は旧条例第11条第3号に該当し非公開とできるが、その余の部分を公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 12. 12	諮問書の受理
15. 1. 28	実施機関の理由説明書の受理
15. 2. 27	異議申立人の意見書の受理
15. 4. 25	審議 実施機関から不開示理由の聴取
15. 5. 23	審議 異議申立人の意見陳述
15. 6. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横 山 清 美	環境パートナーシップアドバイザー	

(五十音順：平成15年6月20日現在)